

令和6年度 柏市逆井小学校  
いじめ防止基本方針

1. 基本理念

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。いじめから児童を守るためには、児童に関わる大人一人一人が、「いじめほどの児童にもどの学校でも起こりうるものである」ことを共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめの防止に取り組んでいく必要がある。特に、児童がいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で取り組まなければならない。

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、個人の人権を否定する問題であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、関係機関などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. 組織及び組織図

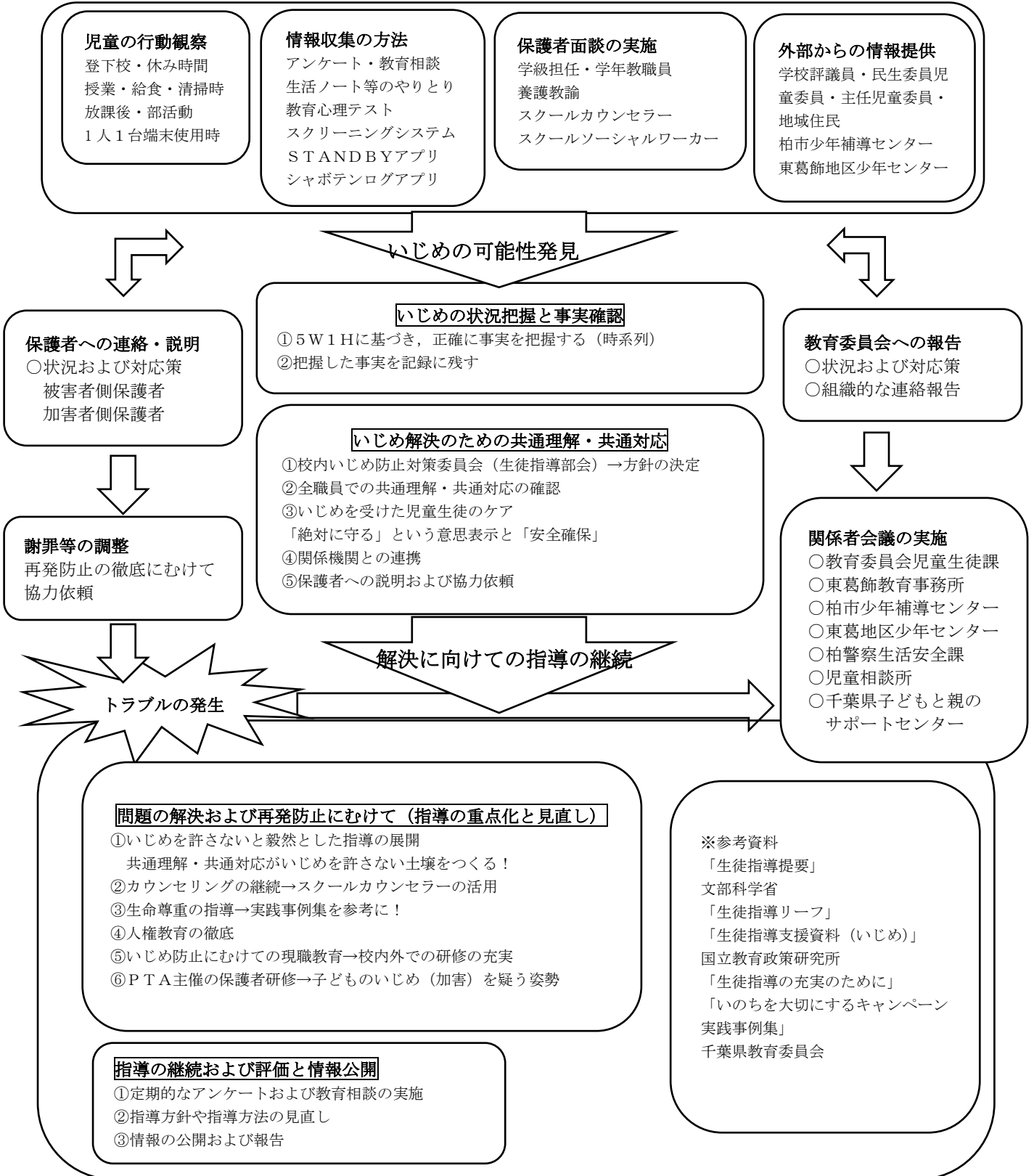
【いじめ防止対策委員会】

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、道徳主任等

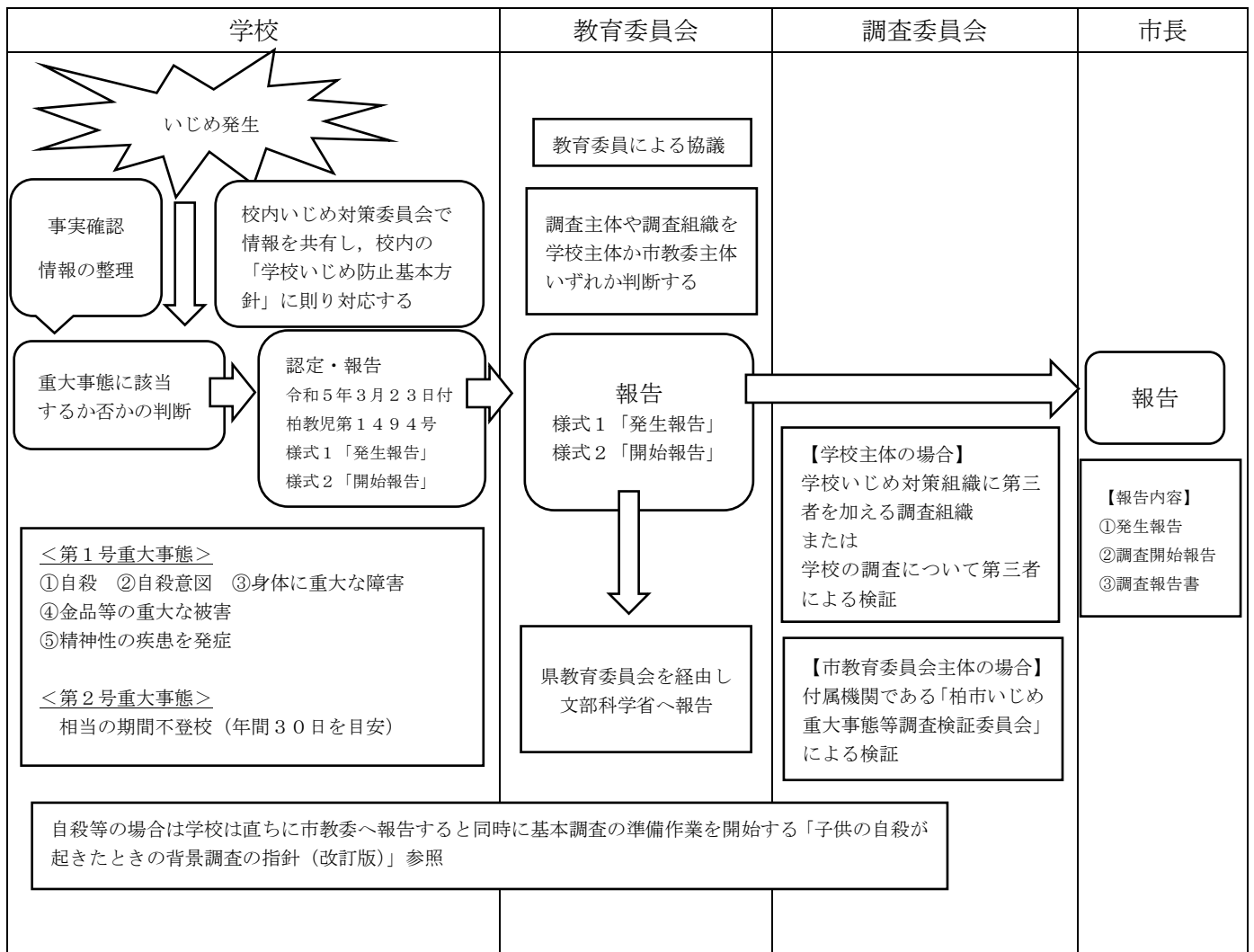
【重大事態が発生した場合の対応】※緊急時には臨機応変に対応。

構成員は上記メンバーにスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーが加わる。

いじめ対応フローチャート



いじめ重大事態対応フローチャート



※重大ないじめ事案や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。

※重大事態の意味

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月（抜粋）】

- ①児童が自殺を企画した場合・自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- ②心身に重大な被害を負った場合・暴行を受け、骨折した。・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③金品等に重大な被害を被った場合・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④精神性の疾患を発症した場合・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

#### 4. いじめの未然防止について

いじめ問題において、「いじめが起きにくい学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことも重要である。

##### 【いじめ未然防止のポイント】

#### (1) 教職員の言動・姿勢（一人ひとりの人権を尊重する行動）

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場面がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。そのためには、児童一人ひとりの人権を尊重し、個に応じた指導・支援を行っていく。

※4月…「いじめ防止基本方針」の共通理解

※モラルアップ委員会…職員間の雰囲気づくり

※生徒指導部会…いじめの未然防止の共有

#### (2) 自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化していく。

#### (3) 人間性豊かな心を育てる。

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業等が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめは他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、いじめを許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。そのため、豊かな人間関係づくり実践プログラムも活用していくことが必要である。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

※生徒指導の機能を生かしたわかる授業の推進

※道徳教育の充実

※豊かな人間関係づくり実践プログラム

※なかよし活動（異学年交流）

#### (4) ネットモラル指導の徹底

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、ネットモラルに関する指導力向上に努め、児童に十分な指導をしていく。

※学活等を活用した学級指導

※講師を招いての研修会

#### (5) 保護者や地域との連携

いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうため、保護者、地域住民、その他関係者と連携を図っていく。

### 5. いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめはないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようにする。また日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つようにする。

(1) 学校として、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。また、保護者からの相談に随時対応し、「報告・連絡・相談」は欠かさない。

#### ①学校生活アンケート

毎月、学校生活アンケートを行い、必要があれば個別の面談を行う。アンケート保存期間は、児童や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度末から5年間とする。

#### ②教育相談

毎月、教育相談を設定し、教育相談に取り組む。

#### ③スクールカウンセラーの活用

児童及び保護者がいじめ等に係る相談を行えるようにする。

#### (2) 「逆井小いじめ防止基本方針」の周知

保護者に対しては、学校のホームページに「逆井小いじめ防止基本方針」を掲載し、いじめに対する意識を高めていく。心配な点については双方向の連絡・相談を基本にし、随時連絡を取り合う。

## 6. 早期対応への取組

### (1) いじめを受けた児童への対応

#### 一次対応（緊急対応）

##### ①いじめの事実関係を正確に把握する。

いじめの訴えがあった場合は、「被害者が心身に苦痛を感じている」ということを前提にいじめを確実に認知する。その際、教職員の基準で『これくらい「いじめ」ではない』等と、安易にいじめの有無を判断しない。必ず複数の目でいじめの状況を確認することが大切である。

また、いじめをうけた児童は、保護者や教職員に自分がいじめられていることを話したくない、または認めようとしない場合がある。それは、仕返しを恐れている（恐怖感）、解決をあきらめている（無力感）、いじめられていることを知られたくない（屈辱感）、さまざまな理由が考えられる。また、教職員や保護者が知っている事実と、本人が感じている認識にズレがある場合もある。

したがって、事実関係を把握するには、いじめられている児童の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをする必要がある。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くことが肝要である。聴き取りに当たっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録を行う。聴き取った後、時系列に整理することで、いじめの広がりをつかむことができる。また、聴き取りに際しては、担任との関係等に配慮して、最も信頼を得ることができている教職員等が対応するなど、学校全体で組織的に対応する。

##### ②いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をする。

自分がいじめられていることを他者に話すことは、本人なりに大きな決断であり大変勇気のいる行動である。いじめられている児童の心情を十分に理解し、相手の立場に立って話を聞くとともに「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図る。

緊急性や深刻さを考慮し、場合によっては、緊急避難措置として別室登校（相談室・保健室等）を考える。

##### ③校長及び関係教職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。

いじめの事実を確認後、いじめられた児童からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係教職員に報告する。また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝える。「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ことを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮する。保護者への報告は、複数の教職員で家庭訪問等し、直接話をする。

#### 二次対応（短期対応）

##### ④保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめを受けた児童を支援する体制を整える。

いじめを受けた児童と最も信頼関係ができている教職員（学級担任に限らず）が中心となって、支援体

制を確立する。校内のいじめ防止対策委員会を中心に、誰が、いつ、どこで、何をするのか役割分担を明確にするとともに、情報を共有化しながら支援を進めていく。また、特別な事情を抱えている児童の対応については、関係機関と連携することも視野に入れる。必要に応じて、医療や福祉の専門家を交え、問題を客観的にとらえ、協働して解決を図るようにする。

### 三次対応（長期対応）

#### ⑤いじめを受けた児童の学級及び集団への適応を促進する。

いじめを受けた児童の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがある。また、いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いていたり再発したりすることがある。したがって、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う必要がある。「いじめ防止対策委員会」等において、いじめを受けた児童の指導・援助の方策案を立て、いじめを受けた児童と信頼関係が最もできている教職員を担当者とする。支援の体制及び方針について、全教職員で共通理解を図り、担当者となった教職員が中心となって、児童の支援を行う。いじめ防止対策委員会が中心になって、担当者の日常的な指導や援助に対してサポートしていく。また、いじめの「内容」だけでなく、いじめが起こる「背景」に何があるか見つめる視点を持つことも大切である。

## (2) いじめを行う児童への対応

### 一次対応（緊急対応）

#### ①いじめの事実と経過を複数の教職員で確認する。

いじめを行う児童は、いじめの事実をなかなか認めようとしない場合がある。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もある。そのような時に事情を聴く教職員は、感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要がある。いじめを行った児童が複数の場合は、複数の教職員で同時に、かつ個別に事実と経過を聴くようにする。事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を、具体的に確かめながら記録を行う。いじめ行為に至った経過を確認する中で、いじめた児童が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説論したりせず、丁寧に聴き取る。なお、事実確認と指導は、明確に区別する。事情を聴きながら指導することで、本人が萎縮して事実が明確にならないことを避ける。

#### ②校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝える。

いじめの問題の解決のためには、保護者との共通理解や協働意識が大切である。保護者との信頼関係を築くために、受容・共感的な態度で接することが肝要である。また、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図る。いじめの事実を確認後、いじめを行った児童からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係教職員に報告する。複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば、再度確認し、事実を正確に把握する。

## 二次対応（短期対応）

### ③いじめの態様等により指導方針を立案し、教職員間の共通理解を図る。

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」などがある。最近の傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっている。指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応が必要である。特に、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、強い姿勢が大切であり、関係機関との適切な連携も場合によっては必要である。

## 三次対応（長期対応）

### ④規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

いじめを行う児童には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもある。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがある。自己中心的思考や支配欲、嫉妬心等は、成長過程の中で確立されたということも考えられるので、日ごろから保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を願い、協働していく姿勢が大切である。そこで、道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に理解させていく。また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を、継続して行っていく。さらに、いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

### （3）出席停止措置について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。（学校教育法第35条）※ 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

### （4）周りの児童に対しての指導の在り方

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がって眺めたり（観衆）、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして誰にも発信しない（傍観者）児童が多いことが指摘されている。いじめの問題は、加害・被害の関係児童だけではなく、このような周りの児童に対しても適切な指導をすることが大切である。

### ① 共感的人間関係づくりに努める。

違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくることが大切である。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫することが必要である。



## ② 全員が当事者であることを理解させる。

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。いじめる側が悪いという意識を高めることが重要である。

## ③ 自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

児童一人一人に活躍の場をつくることが大切である。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がける。

## 5. 保護者への対応における配慮事項

### (1) 被害者及び保護者の心理を考える

「いじめを受けた…」 「わが子がいじめられていた…」 いじめの事実を知った時の保護者のショックは計り知れない。失望や悲しみ、怒りの感情がわいてくるのは当然のことであり、学校側は被害者及び保護者の心理を考え、迅速かつ適切に対応することが求められる。

#### 一次対応（緊急対応）

①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談（複数対応）し、事実関係を伝える。（必要に応じて、電話で済ませるのではなく、直接会って対応することも考える）。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。保護者の話を傾聴し、つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

#### 二次対応（短期対応）

②継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。新たに分かった事実や今後の指導方針を伝える。※ 問題の深刻さや他の児童への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられる。

#### 三次対応（長期対応）

③家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。解消したと考えられる場合も、必要に応じて継続的に家庭へ連絡を取る。年度が替わった場合も、児童間の情報を確実に引き継ぐようにする。

※法は、いじめの要件をいじめられている児童の主観を重視した定義に立っている。保護者には、保護者会等で、具体的事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められている。

## 6. ネットいじめへの対応について

「ネットいじめ」とは、スマートフォンや携帯電話、パソコンを通じて、SNS やインターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、子どものスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、スマートフォンを操作しているときの表情の変化や使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案の内容によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### 【保護者との連携】

①子どもたちのスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォン・携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

②インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったインターネット特有のトラブルが起こり得るという認識を持つこと。

③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

④家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に声をかけ、必要に応じて学校に相談すること。

### 【掲示板等の削除方法】

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」があった場合は、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。

#### (1) 書き込み内容の確認

まず、その内容を確認する。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、SNS上の書き込みをスクリーンショットするなどして、内容を保存する。

## (2) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等にかかれている削除依頼方法を確認する必要がある。

## (3) 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

## (4) 違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）

インターネット環境における違法・有害情報および、安心・安全に関わる相談・疑問などの相談を受け付けている。専門の研修を受けた相談員より内容に応じた助言がある。（相談は無料。）



違法・有害情報相談センター  
<http://www.ihaho.jp/>



インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内（法務省）  
<https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>

## (5) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

## (6) 対応の基本的考え方

ネットトラブルに対して、誠意を持って対応することは当然である。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁となっている。

※訴訟となった場合、「被告」になる恐れあり。弁護士法第72条「非弁行為」禁止

### **【警察との連携】**

「ネット上のいじめ」の問題に対し、適切に対応していくためには、警察との協力体制が必要である。柏市では、学校において削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合な

どは、柏市少年補導センターや千葉県警東葛地区少年センターを相談窓口とし、柏警察生活安全課と連絡を取り対応している。

### 【法務局・地方法務局との連携】

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応することも有効である。

### （7）関係機関・相談機関との連携（連携の必要性）

学校における指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることの共通認識・共通理解をしておく必要がある。特に、教育委員会への報告は、迅速かつ確実に行わなければなりません。次のような状況にある場合、学校は指導の効果を見極め、適切な時機に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童の指導・援助をより効果的に進めることができる。

- ① 心理的・福祉的の支援が必要であると判断した場合
- ② 児童や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ③ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、配慮を要する保護に関する場合
- ④ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合等

### 【関係諸機関との連携】

いじめの問題の解決には、学校だけでなく、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて下記のような関係諸機関と相互に支援協力する体制を確立することが必要な場合がある。

- 柏市教育委員会児童課  
04-7191-7210
- 教育支援室（教育相談、電話、面談相談）  
04-7131-6671
- 千葉県教育庁東葛飾教育事務所  
047-361-4103
- 千葉県子どもと親のサポートセンター  
043-207-6028

#### ★子どもが直接相談できる機関★

- 24時間子供 SOS ダイヤル  
0120-0-78310
- 千葉いのちの電話  
043-227-3900
- 柏市補導センターやまびこ電話  
0120-66-3741
- 千葉県警少年センター  
0120-783497（ナヤミヨクナル）

○柏警察生活安全課

04-7148-0110

○千葉県警東葛地区少年センター

04-7162-7867

○柏市少年補導センター

04-7164-7571

○柏市子ども福祉課子ども支援室家庭児童相談

04-7167-1458

## 7. 校内体制の再点検

### (1) いじめ防止対策委員会（生徒指導部会等）

#### ①学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめの未然防止のためには、学校全体でいじめに対する基本認識を共通理解することが大切であり、その中心となるのが、「学校いじめ防止基本方針」である。年度当初に「校内いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、基本方針が「児童の実態や時代に即したものになっているか」、「適切に機能しているか」を見直し、必要に応じて改定することが重要である。なお、学校いじめ基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。さらに、保護者や地域の方の協力や理解を得るためにも、改定した際は必ず学校のホームページ等にあげ、周知するようにする。

#### 策定・定着への取り組み

- |       |   |
|-------|---|
| 4月    | 学校いじめ防止基本方針の見直し   |
| 5月    | 学校運営協議会で「学校いじめ防止基本方針」を検討する。   |
| 6月    | 柏市いじめ状況調査に併せて、児童と「学校いじめ防止基本方針」を確認する。<br>学年の発達段階を踏まえて、指導内容を実態に相応させよう工夫する。<br>※内容が見直された場合、最新のを学校のホームページに掲載する。 |
| 7, 8月 | 児童理解のための職員会議にて、実践状況等を振り返る。  |
| 9月～2月 | 学校生活アンケートを実施する中で、検討事項があれば随時内容を見直す。  |
| 3月    | 次年度に向けた反省を行う。   |

#### ② 報告・連絡・相談の徹底

いじめの事実に関する情報を、「いじめ防止対策委員会」で集約し、委員会の協議を受けて、全教職員に周知・徹底する。また、教育委員会には、迅速かつ確実に報告し、連携を図る。

#### ③役割分担の明確化

委員会では、生徒指導主事(生徒指導担当)や養護教諭、学年主任などが、職責に応じて明確に役割と

責任を分担する。特に、会の運営および連絡、調整の役割を果たすコーディネーターを明確に位置づけることとする。

## **(2) 生徒指導部会・学年(部)会**

いじめの問題の解決や、いじめを生まない取組を効果的に進めていくには、生徒指導部会及び学年(部)会が連携・協力し、それぞれの機能を組織的・計画的に果たすことが重要である。そのために、生徒指導部会及び学年部では、いじめの問題に関する年間の指導計画を作成し、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生まない学校づくりのための教育相談体制の充実等を図る。

### **【年間計画の作成・推進】**

いじめの早期発見・早期対応のための年間指導計画

4月	児童理解のための職員会議，学校生活アンケート
5月	学校生活アンケート
6月	柏市いじめの状況調査（1学期）
7月	個人面談
8月	児童理解のための職員会議
9月	学校生活アンケート
10月	学校生活アンケート
11月	学校生活アンケート，柏市いじめの状況調査（2学期）
12月	いじめ防止月間の取り組み，学校生活アンケート
1月	学校生活アンケート
2月	学校生活アンケート，柏市いじめ状況調査（3学期）
3月	アンケートをもとにした個人面談，年間計画のふりかえり

生徒指導部会は生徒指導の年間計画をもとに、いじめの問題に対応していく体制を整えるとともに、各学年・学級において、アンケートや教育相談が確実に実施されるよう推進役を務め、教職員の意識の向上を図るものとする。また、いじめの問題に直面した担任への支援や助言を行うことも大切な役割である。

### **【教育相談体制の充実】**

定期的な教育相談は、いじめの早期発見や未然防止につながる。教育相談の実施に当たっては、全校の体制を整えることが必要である。「教育相談週間」等を設けて、全校児童を対象として、相談の相手は、学級担任に限らず、児童の希望に応じる等の工夫をしながら、児童が相談しやすい体制づくりを心がける。

### **【いじめの問題の発生要因の分析～いじめの問題の再発防止に向けて～】**

校内のいじめの問題については、問題解決後に生徒指導部が中心となって、いじめの発生要因を分析するとともに、いじめを生まない学校づくりのための今後の指導方針等を提案し、全校の取組につなげる。いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるという認識のもと、いじめの問題から学んだことをどう生かせるかを協議することが、再発防止につながる。

### (3) 職員会議・校内研修会

#### ①職員会議

職員会議は「校内いじめ問題対策委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る場である。いじめの問題に対して、学校全体として組織的に対応するために、全教職員が協働して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高める。

#### ②校内研修

校内研修は、自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人一人の指導力向上や専門職として教育的力量を高めることを目的として実施する。

### 改定の主なポイント

- ☆いじめの定義を具体的に例示している。
- ☆「未然防止の取組」の内容の文言を改めた。
- ☆「いじめの早期発見」「早期対応」を段階的に示している。
- ☆ネット上のトラブルやいじめに関する防止策・対応策を掲載している。
- ☆「校内体制の再点検」を加えた。
- ☆所々の語句を最新のものにした。
- ☆改定にあたり、明記するように指定のあったものを入れている。

基本的には、柏市いじめ防止基本方針（令和5年度改訂版）をもとに、改定しています。以前のものは殆ど別のものになっています。改定までのスケジュールがありますので、先生方のご協力をいただきながら、公表に向けて準備を進めたいと思います。